牛久市教育委員会3月定例会会議録

1. 日 時 平成29年3月27日(月)午後1時30分

2. 場 所 市役所分庁舎 第2会議室

3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子

4. 委員以外次長飯野 喜行の出席者次長杉本 和也

教育総務課 課長 川真田 英行

教育総務課 学校建設対策監 佐藤 孝司

指導課 課長 村松 美一

放課後対策課 課長 吉田 茂男

文化芸術課 課長 手賀 幸雄

生涯学習推進室 室長 横瀬 幸子

中央図書館 館長 関 達彦

教育総務課 課長補佐 富田 真幸

教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸

教育総務課 課長補佐 森田 明

教育総務課 課長補佐 高野 裕行

指導課 課長補佐 山口 明

文化芸術課 課長補佐 永沼 智子

スポーツ推進課 課長補佐 高橋 頼輝

5. 欠席者 教育部長 川井 聡

スポーツ推進課 課長 齋藤 勇

生涯学習推進室 室長補佐 山越 義弘

スポーツ推進課 課長補佐 飯島 美博

- 6. 会議録署名人 後藤 雅宣
- 7. 議 題 議案第 8号 牛久市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 9号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

議案第10号 牛久市地域学校コーディネーター設置要綱について

議案第11号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について

議案第12号 牛久市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規則の制定について

議案第13号 平成29年度牛久市学校評議員の委嘱について

議案第14号 牛久市立ひたち野うしく小学校の教育施設開放に関する規則の一部を改 正する規則について 議案第15号 牛久市学校サポーター及び学校教育コーディネーター事業実施要綱を廃 止する訓令について

議案第16号 牛久市学校サポーター事業実施要綱の制定について

議案第17号 牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則に ついて

議案第18号 牛久市放課後子ども教室事業運営委員会設置要綱の一部を改正する告示 について

議案第19号 牛久市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

議案第20号 牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第21号 牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則 について

議案第22号 牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正 する規則について

議案第23号 牛久市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につい て

議案第24号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

8. 報告事項 報告第 5号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

報告第 6号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 を改正する規則について

報告第 7号 牛久市放課後児童対策健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について

報告第 8号 平成28年度牛久市奨学金の受給者について

9. 協議事項 新中学校の校名について

 牛久市では、牛久市スポーツ推進委員規則により、現在21名の方にスポーツ推進委員を委嘱しておりますが、平成28年度をもって同規則第4条の規定により任期満了となります。これに伴い、別紙名簿のとおり22名の方に平成29年度から2年間の任期で委嘱をお願いするものとなります。

内訳につきましては、唯根 勉様ほか21名の方につきましては再任。新任としまして、名簿の一番下の段になります椎名 潤様、この方が新任ということで、合計22名ということになります。新任の椎名様につきましては、田宮町にお住まいの方で、ドッジボールそれから野球を得意とされている方となっております。

スポーツ推進委員の職務としては、スポーツ基本法の第32条第2項に、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところによりスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとすると定められており、牛久市スポーツ推進委員の規則で6項目定めさせていただいています。

住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行う。

住民のスポーツ活動の促進のための組織育成を行う。

学校、生涯学習センターその他の教育機関その他の行政機関の行うスポーツ 行事又は事業に関し協力する。

スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力する。

住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。

前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導、助言を行うこと。

この6項目を定めております。

今回委嘱する22名につきましては、これらの職務を遂行していただけるものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石井職務代理者

お1人高齢の方がいらっしゃいますが、健康面で不安はないということでしょうか。

スポーツ推進課 課長補佐

そちらにつきましては、不安はございません。

石井職務代理者

了解しました。

芦田委員

拝見すると、地域に偏りが若干あるような感じがするのですが、例えばひた ち野地区とか、猯穴地区とか、そういうほうにもこの方たちは関わってくださ るのですか。

スポーツ推進課 課長補佐

基本的にこの22名の方を大きく3地区、牛久地区、岡田地区、奥野地区と3地区に分けて、それぞれの地域の活動にご協力いただくということで、担当を振り分けさせていただいております。住所だけを見てしまうとそういった部分も見えるかと思うのですが、全ての行政区に対してご協力いただけるものと考えております。

芦田委員

ありがとうございます。

議案第8号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

それでは次に、「議案第9号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

「議案第9号 平成29年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」です。

今回、ご本人の申し出により、4カ所で任用替えとなります。実際には薬剤師の2カ所は、同一人物ですので、4カ所で3名の方が任用替えになるという形になっております。

まず、学校歯科医ですが、向台小学校の学校歯科医について、これまで河内 歯科医院の河内先生だったものが、おやこ屋根の歯科クリニックの中田先生に 変更になります。これはひたち野西2丁目の歯科医院です。

次に、学校医の部分で、第一幼稚園ですが、真木クリニックの真木先生が、 ひたち野東2丁目のふたばこどもクリニックの柴田先生に変更になります。真 木先生は、別の学校でまだ続けていただいている学校も残っております。

ページをめくっていただいて、学校薬剤師なのですが、奥野小と二中、両校合わせてこれまですばる調剤薬局の小野聡美先生でしたが、ご本人からの申し出で替わっていただきたいということで推薦を受けまして、中央5丁目のまりも薬局の近藤恵都子先生に交代という形で考えております。

なお、学校医、学校歯科医については医師会、歯科医師会の推薦により、薬 剤師は、これまでの関連で一番経験の長い市内の薬局にご意見を聞きまして決 めております。

教育長

学校薬剤師会は、牛久市だけではなく稲敷市あたりと一緒なのでしょうか。

教育総務課長

学校薬剤師会ではなくて薬剤師会ですが、稲敷市と一緒になった会がありまして、今、会長に稲敷市の薬剤師の方がなっているようです。

教育長

牛久市と稲敷市で薬剤師会をつくっているのですね。

教育総務課長

そのようです。今回の人選にあたっては、そちらにはご意見は聞いておりません。

議案第9号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第10号「牛久市地域学校コーディネーター設置要綱について」、 議案第15号「牛久市学校サポーター及び学校教育コーディネーター事業実施 要綱を廃止する訓令について」、議案第16号「牛久市学校サポーター事業実施 要綱の制定について」及び議案第17号「牛久市スクールアシスタント設置に 関する規則の一部を改正する規則について」、関連する議案ですので事務局より 一括して説明をお願いします。

指導課長

それでは、議案第10号及び第15号、第16号、第17号につきましてご説明いたします。

現在、地域と学校の連携・協働を進めているわけでございますが、学校教育、さまざまな教育活動の中で、地域人材の活用が現在の課題となってございます。こういった課題を解決するために、地域人材をより多く活用していくためにコーディネーターの役割が必要なわけでございますけれども、これまでは学校教育コーディネーターという者がおりまして、その者が中心となって地域人材の発掘等を行っておりました。これを放課後対策課のさまざまな事業とタイアップいたしまして、学校教育コーディネーターではなくて、地域学校コーディネーターという新たなものを設置いたしまして、こちらを中心に地域人材との交流活動を進めていこうというものでございます。私からは、その中で第15号、第16号、第17号につきましてご説明いたします。

まず議案第15号でございますが、牛久市学校サポーター及び学校教育コーディネーター事業実施要綱を廃止する訓令について、第16号につきましては牛久市学校サポーター事業実施要綱の制定について、この2点でございます。これは、今申し上げましたように、学校教育コーディネーターというものを廃止いたしまして、地域学校コーディネーターというものに一本化するということから、この要綱そのものを一度廃止いたします。それにかわりまして、学校サポーター事業そのものだけで一つの要綱ということで考えてございますので、第16号にありますように、学校教育コーディネーターの文言を削除した牛久市学校サポーター事業実施要項を新たに制定するという形でございます。

また、第17号につきましては、牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。これは、スクールアシスタントの中に、現状ではスクールアシスタント補助員という謝金対応による地域人材活用場面がございましたが、これにつきましても、今回これを契機に整理しまして学校サポーターに一本化するということから、スクールアシスタント設置に関する規則の中でスクールアシスタント補助員に関する部分を削除いたしまして、第16号の学校サポーターに入れていくという形でございます。また、それに伴いまして多少文言等の修正がございまして、第17号では教育長が委嘱する等の教育長という文言を教育委員会で改めてございます。

私からは以上でございます。

教育長

分からないので、もう一度詳しくお願いします。 まず議案第15号は廃止ですね。

指導課長

そうです。第15号は学校サポーター、学校教育コーディネーター、2つの 事業が入っていましたので、これを一度廃止させていただきます。

教育長

まず、第15号は学校サポーターと教育コーディネーターを廃止するということですね。

第16号はどうなのでしょうか。

指導課長

第16号は、学校サポーター事業を新たに設置するということでございます。

教育長

具体的に、議案第16号を見ますと、これは条文を全部新しくつくったものなのでしょうか。

指導課長

これにつきましては、大きくは変わってはいませんが、学校教育コーディネーターの部分を削除して、学校サポーターの部分を残した形が中心となっております。

教育長

要するに、これは変更ではなくて、一から新しくつくり直したわけですね。

指導課長

そうです。学校サポーター、学校教育コーディネーター、2つのものが入っておりましたので、2つ入ったものを一度なくして、学校サポーターの部分だけを抜き出して新たに設置した形になっております。

教育長

学校サポーターの役目はどのようなものですか。

指導課長

学校サポーターの役目といたしましては、第2条の2項、学校サポーターは、 学校の求めに応じ教育活動を支援する。この言葉に集約いたしまして、さまざ まな教育活動の支援でございますので、ゲストティーチャーであったり、部活 動の支援であったり、武道の支援であったり、学校の求めに応じて支援活動を 行う者を全て学校サポーターと呼ぶという形にいたしました。

教育長

学校の教育活動をサポートするのは全部学校サポーターというということで すね。

議案第17号は、どのようなものですか。

指導課長

議案第17号につきましては、スクールアシスタントの改正規則の中に、新旧対照表が入っているかと思いますけれども、要綱にのっとるものですが、まず教育長が委嘱するという文言を教育委員会がと正しい文言に直させていただきました。また、第9条にありますスクールアシスタント補助員、実際にこれは部活動支援員、武道支援員の活動が主でございましたので、これを学校サポーターの活動に移行いたしまして、これを削除するということでございます。

教育長

部活動支援員や武道支援員をとったということですね、これは。

指導課長

そうです。

教育長

次、お願いします。

放課後対策課長

続きまして、議案第10号「牛久市地域学校コーディネーター設置要綱の制 定について」、ご説明させていただきます。

本案件はコミュニティ・スクールの導入推進に伴い、今後地域学校協働本部の機能充実が必要となることから、その中核的役割を果たす地域学校コーディネーターについて必要な事項を定めるものであります。

地域学校コーディネーターは、学校の教育活動の支援に関すること、土曜カッパ塾の運営に関すること、地域活動の支援に関すること、家庭教育活動の支援に関することを職務内容として、地域の実情に応じて学校を核とした地域活動の企画への参加、連絡調整、人員配置等の調整を行うこととなります。

地域学校コーディネーターの配置は、これまで学校が行ってきた地域との連絡調整業務を学校に替わって行うことで、学校の負担軽減にも配慮することにもなります。

なお、地域学校コーディネーターは学校教育活動及び地域活動に関する理解 及び識見を有する者の中から牛久市教育委員会が委嘱するものとし、その任期 は委嘱の日から年度末までの最長1年間、再任を妨げないものとなります。

また、額は少額ですが、予算の範囲内で謝金をお支払いすることとします。 繰り返しとなりますが、今回の要項の制定に伴い学校教育コーディネーター が廃止となります。

以上、議案第10号、第15号、第16号、第17号について委員会の同意 を求めるものであります。

以上でございます。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。

後藤委員

流れるようなご説明で、風景として頭の中で組み立てられないのですけれども、これまでの学校サポーターそれから学校教育コーディネーター、これらを新しい形に整理しなおすということなのだと思うのですけれども、その結果、スクールアシスタントの部分で一部修正が入り、学校サポーター事業も新しく定義づけを行い、それから地域学校コーディネーター、こちらの設置に関して

もきちんと整理を行ったということなのですか。

放課後対策課長

はい。

後藤委員

今後の学校教育の風景を想像するに、地域学校コーディネーターというのは 非常に重要な役割を果たしていくことになるのではないかと想像するのですけ れども、これはこれまでの学校教育コーディネーターの実績に基づいて、ここ では要綱の制定というのはなされたのかと想像するのですが、議案第10号の 地域学校コーディネーターの要綱の第5条、ここの謝金の部分なのですけれど も、1時間当たり千円は妥当だとして、月額の上限というのが設けられていま すよね。これからこの地域学校コーディネーターという方々が、どういう職務 をどういう形でどういう頻度で展開していくかというのが想像できないもので すから、この上限をここで1万5,000円という額にしてしまうことが現実 的なのかどうか。恐らくはそこを熟考されてこれがつくられていると思うので、 積算根拠というのはもちろんあるのだと思いますけれども、恐らくは学校コー ディネーターという方々のお仕事の内容というのは年を追って変化していくよ うに想像してしまうのです。そのときに、ボランティア的にコーディネーター の方々に頼るようなことがあると、責任という意味ではどうなのかとちょっと 思ってしまうものですから、上限1万5,000円というところの部分のご説 明をちょっといただきたいと思います。

放課後対策課長

コーディネーターの活動としましては、学校の求めに応じて地域人材を紹介したり、人材の調整を行ったりすると同時に、今現在の主な業務としまして、土曜カッパ塾の運営を主体的にやっていただいております。今現在、主に活動の中心となるのが、どうしても土曜カッパ塾の活動になるものですから、大体土曜カッパ塾の活動を月2回から3回ほど行いますと、1回につき大体3時間ほどの活動になるものですから、大体6時間から9時間ぐらいの活動になるだろうと。プラスアルファ、各学校との連絡調整業務で5時間から6時間ぐらいのものを想定しまして、15時間ぐらいの活動が想定されるのではないかということで、一旦は上限ということでお示ししております。

これが非常に難しいのは、その人によって活動の時間というのが、時間を費やすとなれば幾らでも費やせるわけで、これを無限にしてしまうと予算の組み立てができないものですから、一旦はこちらで想定できるものの15時間というもので今年度様子をちょっと見させていただきまして、必要とあればこの部分に関しては改正をしていきたいと思っております。

以上でございます。

後藤委員

わかりました。

石井職務代理者

確認をしたいのですが、地域学校コーディネーターに関しては、実際には放 課後対策課において職務関係上全て所管をするという形で間違いないというこ とですね。(「はい」の声あり。)学校サポーターについては校長先生が、所管す るということになりますか。

指導課長

学校サポーターについても、学校長の求めに応じて地域学校コーディネーターが調整を行う場合もありますし、学校長があらかじめ必要と認める人材があれば、それを直接謝金対応でお願いするような場面も出てくるかと思います。

石井職務代理者

指揮系統という形になりますけれども、基本的には学校長が行うのでしょうか。

指導課長

そうですね。学校長の求めですので学校長が基本になりますが、できれば今、 今年度の実績でいきますと、各学校9回程度の地域での活用があったのですが、 これを徐々にふやしていこうと思っています。次年度については12回程度を 目標としておりますので、そうしますと学校長の力だけでは新たな人材発掘が 難しいものですから、そういった場合に地域学校コーディネーターにご活躍い ただこうという考えで見ております。

石井職務代理者

わかりました。

学校サポーターについては、設置要綱の第3条に学校長の依頼内容に従わなければならないという条文が入っていますので、コーディネーターにはどういった形になるのかなと思ったものですから、確認をさせていただきました。 以上です。

五十嵐委員

先ほど議案第16号で、学校サポーター事業実施要綱第6条にサポーターに活動を依頼するとき学校長は活動計画を提出しなければならないという項目があって、議案第10号の地域学校コーディネーター設置要綱の方には、第2条にコーディネーターの職務として「学校の教育活動の支援に関すること」とい

う条文があります。

議案第10号からいくと、みんなそれぞれ教育活動の支援をするということではサポーター的なところが該当するというか、当たるわけです。それであるならば、この学校の教育活動の支援に関することとか、ここの部分にもうちょっと細かく、その学校長が提出しなければならないとかというのを、それぞれの立場のところから決めたほうがいいかと思ったのですけれども。サポーターはこの地域学校コーディネーターに含まれるということですよね。

指導課長

直接学校教育を支援する方をサポーター、その調整役に当たっていただく方 をコーディネーターと言っています。

五十嵐委員

でも、コーディネーター設置要綱の中に、学校の教育活動の支援に関することという条文が第2条の1項にありますよね。

放課後対策課長

こちらは、学校の教育活動の支援に関することとありますが、直接サポーターとなって支援をするというのではなくて、コーディネーター機能という意味での支援ということで解釈していただければと思います。

五十嵐委員

特に学校長からの細かい支援とか要請とかはなくてもいいのですか。

放課後対策課長

学校長からの依頼があり、それに基づいてそういうようなサポーターを見つけ出したり、手配したりということも必要になると思います。

五十嵐委員

それであるならば、このコーディネーター設置要綱第2条(1)に関しては、 学校長からの求めに応じるというところを入れておいたほうがわかりやすいと 思います。地域活動と学校と土曜カッパ塾に家庭教育というと、それぞれ担当 する分野というか、関わる分野が違ってくると思うのですけれども。

教育長

議案第10号地域学校コーディネーター設置要綱第2条の(1)と議案第16号学校サポーター事業実施要綱第2条の2が同じになっているということですね。

五十嵐委員

そうですね。

指導課長

議案第10号の地域学校コーディネーターの職務に書いてある文言は、学校の教育活動の支援に関することとありますけれども、学校の教育活動の支援に当たる方に関するコーディネートという意味合いです。

この後、「地域学校コーディネーター」と「学校サポーター」の職務の表現や 内容及びお互いの関わり合いに関して議論有り。

後藤委員

ここは実際に芦田委員が地域学校コーディネーターを経験なさっているのであれば、一体この仕事が具体的にどんなところまで立ち及ぶのかということを項目として上げていって、例えばこれは設置要綱なので、具体的にはっきりわからないと意味がないと思うのです。別のところに表記しても構わないのですけれども、このコーディネーターの職務の内容については、はっきりとその動きがわかるものでなければ意味がないような気がするんです。

要綱ですから、曖昧さを残しておけば確かに便利なんだけれども、これを読んでイメージできなかったわけです、先ほど我々委員は。だとすると、それがイメージできるような工夫というのは、要綱である程度する必要があると思います。

放課後対策課長

一旦今回は取り下げさせていただいて、ちょっとその部分に関して調整させ ていただいて、次回の定例会にまた再度提議させていただきたいと思います。

教育長

では、保留ということで、次に進みます。

教育長

次に、議案第11号「牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第18号「牛久市放課後子ども教室事業運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について」、議案第19号「牛久市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について」、議案第20号「牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、議案第23

号「牛久市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について」 及び議案第24号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に ついて」、関連する議案ですので、事務局より一括でお願いします。

教育総務課長

議案第11号、第18号、第19号、第20号、第23号、第24号は関連 いたしますので、一括してご説明させていただきます。

これらは今回の教育委員会内の組織変更に関連する部分の改正でございます。今回、教育委員会の組織といたしましては、生涯学習推進室が生涯学習課、 国体準備室が国体推進課という形で課名が変わっております。それによりまして、その文言が出てくる部分の修正でございます。

まず、第11号につきましては、条文の中にあります「生涯学習推進室長」 というのが出てきますので、それを「生涯学習課長」に改める改正でございま す。

続きまして、第18号につきましては、こちらは放課後子ども教室事業運営委員会の設置要綱の一部改正でございますが、これにつきましては教室の事業運営委員会の組織の部分で、新旧対照表をご覧いただくとわかるのですが、まず一つは、生涯学習推進室長を生涯学習課長に変えました。あと、放課後対策課の意見によりまして、これまで文化芸術課長が含まれていなかったのですが、そこは今回の組織改革とは別の部分で加えております。その改正でございます。

次に、第19号につきましては、教育委員会の処務規程の一部改正の訓令でございます。これにつきましては、やはり生涯学習課という部分と国体推進課という部分、別表中の文章の表記の部分ですが、その2カ所を追加してございます。

次に、第20号につきましては、教育委員会の事務決裁規程の一部改正の訓令でございます。これにつきましても、組織改編に伴いまして、3枚目の裏側、生涯学習課という表記になっております。それと、4枚目の裏側に、最後のところに一行ですが国体推進課ということで決裁規程が加わってございます。

それと、第23号につきましては、教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正ということでございます。これは直接的に組織改正とはちょっと違うのですが、別表の2という中で、これまで室長の職が参事職を充てる形での表記になっておりました。これについて、室長の職は参事職または副参事職という形の表記に改正させていただきます。該当するのが、学校給食室の室長が副参事という形でございます。

次に、第24号につきましては、事務局組織規則の一部改正ということでございます。こちらにつきましても課名のところで、3枚目の表側、生涯学習課という表記になっております。加えて3枚目の裏側、国体推進課という表記になっております。その部分の変更と、並びに分担事務については一部各課で見直しを行ってございます。

以上です。

石井職務代理者

議案第20号と議案第24号に係ることですが、生涯学習課の所管になる、いわゆる講座なんですが、講座とそれから生涯学習各種団体に関することの決裁の部分について、この生涯学習団体に含まれる文化芸術に係る団体についてはどちらが所管するのでしょうか。生涯学習団体の中の文化芸術に関する団体になると思うのですが、そちらについては生涯学習課で所管する形になりますか。

生涯学習推進室 長

生涯学習の中でも、文化芸術に関わるものについては文化芸術課です。

議案第11号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号、 議案第24号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第12号「牛久市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規則の制定について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

議案第12号につきましては、牛久市教育委員会教育長職務代理者の事務委 任に関する規則の制定でございます。新たに制定ということでの上程でござい ます。

こちらにつきましては、これまで職務代理者の方が就任された場合に、その方から事務局に対する事務委任の規則がございませんでした。この部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中には、第25条に事務委任の規定がございまして、その要綱の中で教育長に関する規定、教育長が委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができるという規定がありまして、当然教育長の職務代理者ですのでこれも適用になるのではないかということで、県にも確認はしたところでございます。

ただ、県でも、また他の市町村においても、やはりこういった規則をもう一つ改めて設けて、そうした場合の代理させる順序等も含めて定めておくというパターンがありますので、当市といたしましてもこれを定めておいたほうが丁

寧かということで、今回上程させていただきました。 以上です。

議案第12号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第13号「平成29年度牛久市学校評議員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

議案第13号「平成29年度牛久市学校評議員の委嘱について」でございます。

学校評議員につきましては、昨年度が全体で50名いらっしゃいました。今回委嘱するのは41名ということで、奥野小、一中、二中の3校で各3名ずつ、これが学校運営協議会の設置ということで、廃止として扱っております。そこで9名減って、全体で41名という形になっております。

その中で、新規の方が7名ございます。1枚めくっていただくとお名前がございます。塗り潰しでグレーになっているのが新任の方でございます。

まず、牛久小学校の石塚静子さん。この方については人権擁護委員もやって いただいている元二中の校長先生ということでの選定でございます。

次に、中根小学校で、渡辺一吉さん。この方については、ひたち野東にお住いの方で、主に毎朝ひたち野東の交差点での交通安全の立哨指導や挨拶運動ということで、中根小でのボランティア活動もやっていただいている方です。そのお隣の、根本勝さん。元のむつみ地区の区長でございます。中根小の地区社協の会長でもございます。

その下、ひたち野うしく小のところで、酒井幸男さん。こちらも前ひたち野中央の区長でございます。地域の人たちからも人望があり、建設的な意見が期待できるということでの推薦でございます。

第一幼稚園で、辻 千絵さん。この方は、平成28年度の第一幼稚園のPT A会長でございます。保護者との橋渡しということで、大変ご尽力いただいているということでございます。

その下へいきまして、第二幼稚園で、金山和司さん。牛久市青少年相談員の 会長でして、青少年の健全育成に貢献される活動をしているということでの推 薦でございます。次に、その隣の、吉田洋子さん。元第二幼稚園の園長でござ いまして、元市職員でございます。幼児教育に数十年携わった経歴のある方と いうことでの推薦でございます。

以上の7名の方が新しくなった形での委嘱ということです。よろしくお願い

いたします。

議案第13号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第14号「牛久市立ひたち野うしく小学校の教育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

生涯学習推進室 長

議案第14号「牛久市立ひたち野うしく小学校の教育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について」ですが、こちらの開放に関する規則の様式中の文言の修正になります。本来でしたらば、生涯学習推進室ができた段階で修正すべきところだったのですが、そういう修正がなされておりませんでしたので、今回新たに修正をする形になります。

まず、訂正前が、教育長、教育部長、次長、課長、所長、所長補佐、リーダー、担当という順番になっておりましたけれども、課長の次を補佐、所長という形に訂正するものであります。これを、この規則中の様式の決裁欄全てについてそのような訂正をさせていただく内容になっております。

以上について、委員会の同意を求めるものです。

議案第14号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の替成を得る。

教育長

次に、議案第21号「牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

議案第21号「牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則について」でございます。

こちらについては、人事課から申し出がございまして、図書館における司書の部分なのですが、こちら 2 枚目のところで表がございます。改正前が、1,000円とあるのが 1 時間当たりの額でございます。右側にある 1,200円というのが限度額でございます。なんですが、限度額として 1,500円ということで引き上げる今回の改定でございます。

これにつきましては、実は特別職から非常勤の一般職に移す際に、特別職の

1,500円だったものを、書き違いがありまして1,200円ということで 定めてしまったということで、そこの修正でございます。 以上です。

議案第21号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。

教育長

次に、議案第22号「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する 規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

議案第22号「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の 一部を改正する規則について」でございます。

こちらにつきましては、市長部局で同じく防犯カメラの設置運用に関する規則がございまして、それが今回改正するということで、それに準じた形で規則をつくっておりましたので、市長部局と合わせるための改正でございます。

具体的に申しますと、この規則の中に総括責任者と管理責任者とが出てくるのですが、総括責任者、教育委員会でいうと教育部長になるんですが、その役割の一部を管理責任者に移すという形でございます。総括責任者は防犯カメラの総括的な管理、管理責任者は設置する区域内の防犯カメラの適正な運用という形なんですが、設置位置の決定と、どこに設置するかというあたりの部分を管理責任者に若干移すといった改正が入っております。

それに加えて、2つの様式を今回設けたということで、防犯カメラの設置利用届と変更、廃止する場合の変更・廃止届ということで、2種類の様式を規則の中に盛り込んだということで、こちらも併せてやっております。

加えまして、規則の1ページ目の下からずっと後ろにあります、防犯カメラの設置位置を全部表記している形でございます。この中で今回、新設によりまして、スポーツ推進課におきまして13台分増加、中央図書館において13台分増加、中根小児童クラブの新しい棟が建設されたことによって1台追加。加えて、組織改正に伴いまして生涯学習推進室という部分を生涯学習課に変更という修正が加えられております。

以上です。

教育長

防犯カメラは、何台増えたのですか。

教育総務課長

スポーツ推進課で13台、中央図書館で13台、中根小児童クラブで1台で す。

議案第22号について、出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、報告第5号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、報告第6号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び報告第7号「牛久市放課後児童対策健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、関連する案件ですので、事務局で一括して説明をお願いします。

放課後対策課長

まず、報告第5号及び第6号につきましてご説明させていただきます。

まず、報告第5号は、「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でありまして、今回3月の定例議会におきまして議決をいただいた案件でございます。

大きく2点の改正点があります。

まず1点目は、土曜日のみの専用施設として開級しておりますさくら台児童 クラブにおいて、登録児童数が施設の収容可能人数を超えているような状態でありまして、これに対応するため、同児童クラブを廃止しまして、土曜日の児童クラブを他の児童クラブで実施することができるよう、開級日等の改正を行ったものであります。なお、条例上は全ての児童クラブが土曜日まで開級できることとなりますが、実際の運用では、効率的な運営の観点から、全ての児童クラブの入級児童を対象としまして、中根小児童クラブでの実施を予定しております。

続きまして2点目は、児童クラブで徴収しております間食費つまりおやつ代及び児童消耗品費の管理体制について改善を行うものです。児童クラブで提供しているおやつにつきましては、現在児童クラブごとにおやつ、消耗品代として1児童当たり2,000円を集め、その現金で支援員がおやつを購入し提供しておりますが、今回これを一般会計で執行することとするための必要な事項を定めるものです。おやつ代、消耗品代については規則で定めることとなっておりますが、従来の2,000円と同額とする予定で、内訳はおやつ代が1,800円、消耗品代が200円となります。今回の改善による効果としましては、現場での現金の取り扱いがなくなりますとともに、おやつの提供に関して、各児童クラブごとにメニューがまちまちであり、質、量ともに統一したものとはなっていなかったものを、今回栄養士のカロリー計算のもと、市内の全児童

クラブで同じメニューで提供することができるようになります。

続きまして、報告第6号は、「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でありまして、改正内容としましては、条例を受けまして、先ほど申し上げましたおやつ代の1,800円、消耗品代の200円の額を明記したことと、必要な事務手続の様式の整理を行ったものであります。

続きまして、報告第7号「牛久市放課後児童対策健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明いたします。こちらも、さきの3月議会におきまして議決をいただいた案件でございます。今回の改正は、学校教育法の一部が改正されまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が学校の種類として規定されておりますが、現在の条例では放課後児童支援員の資格要件にこの義務教育学校の教員の資格が含まれていないため、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものであります。

以上でございます。

教育長

次に、報告第8号「平成28年度牛久市奨学金の受給者について」、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

報告第8号「平成28年度牛久市奨学金の受給者について」、ご報告させていただきます。

まず、当案件につきましては、平成28年度の受給者につきましては確定しまして、一般奨学金が合計25名、交通災害遺児等奨学金が1名ということの、計26名でございます。平成29年度の新規の申請につきましても今受けているところでございまして、新規の申請が、一般が16名プラス、交通災害遺児等についてはなしという形でございます。平成28年度の決定者の中から2名が3年生で卒業されますので、その結果、平成29年度の支給予定といたしましては、一般が39名、交通災害遺児等が1名という形になっております。

これにつきましては条例改正を行っておりますので、平成29年度からは金額を一般は12万円、交通災害等は6万円という形で改正しまして、半額ずつ年2回の支払いという形で支払いをしていくという予定でございます。 以上です。

教育長

では、次に協議事項についてですが、新中学校の校名について、事務局より 説明をお願いします。

教育総務課学校 建設対策監

新しい中学校の校名につきましては、先月の定例会でもお話しさせていただきましたように、1月から2月にかけて1カ月間募集をさせていただきました。 先月お配りした時点から、学校でちょっとまだ預かっていたものがあったようで、最終的には今回お配りした資料にあるように全部で92種類、265通の応募がございました。

これに関しまして、2月23日に実施をしました学校建設検討委員会で、ある程度絞り込みをしていただきました。この一覧表の後ろにA4で1枚、そのときの検討委員会で出た意見の記載をさせていただきました。

読み上げますと、まず既存の「牛久市立ひたち野うしく小学校」は、校名と しては長く感じる。「ひたち野」だけでもよいのではないか。

2つ目としまして、市内の既存校で小学校と中学校が同じ名称のものはない。 小中一貫校を目指したとしても、小・中別の校名でもよいのではないか。

3つ目としまして、校名は、所在地がわかるほうがよい。「ひたち野」や、全部ひらがなで「ひたちの」等を使用した校名が約7割となっているので、地元としてはその中から選定してほしい。

4番目としまして、位置・方位等の視点から、南中があるので北中が良いのではないか。

それから、5番目としまして、牛久市としては6番目の中学校なので、第六中学校も有りではないか。仮称の時点では下根中は「牛久第四中学校」でありましたし、南中は「牛久第五中学校」であったということでございます。

一応、今の意見の裏づけとなるような応募内容の分析をさせていただきました。

「ひたち野」の「野」に漢字を使用したものが校名としては16種類ございまして、応募件数としては165件、割合でいきますと62.26%でした。

ひらがなで「ひたちの」という文字を使用したものが種類としては9件、応 募件数としては16件。

漢字で「牛久」、例えば「ひたち野牛久」となった場合でもそれもカウントしておりますので、おのおのの再計上ありということでの数値でございますのでご理解いただきたいと思いますけれども、漢字の「牛久」を使ったものが11種類ございまして、件数としては28件でございます。

ひらがなの「うしく」を使用したものが種類としては8種類で、応募件数と しては86件ございました。

「北」という文字を使用したものが校名で8種類、件数としては22件です。 6番目の「六」を使用したものが種類としては2種類で、応募件数としては 4件。

「西」という文字を使ったものも5種類ほどございまして、件数としては17件です。

ひらがなで「みらい」という文字を使用したものが校名としては4種類、応 募件数としては9件です。

それから、漢字で「未来」という文字を使用したものが種類としては3種類で、応募件数が5件ということでございます。

建設検討委員会のまとめとしましては、「ひたち野」もしくは「ひたちの」を 含んだ校名の中から選定してはどうかということ。それから、牛久北中学校を 候補とする。それから、第六中学校を候補とするということで、前回の定例会 のときに建設検討委員会で3件程度に絞り込むというようなご説明をさせてい ただきましたけれども、検討委員会としてはこういった最終的な結論と言いま すか、委員会としての意見としてはこういうことで決まったということでござ います。教育委員会でこれに関しての協議をよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

教育長

これは、今日これにしましょうというのではなくて、少し時間をおいてよろしいのでしょうか。

学校建設対策監

そうですね、できれば次回には決定していただければと思いますけれども、 今日はいろいろご意見等を出していただきたいと思います。

石井職務代理者

将来的に小中一貫というかそういったものも想定するのであれば、「ひたち野」の文字を使ったほうが違和感は少ないのかなという気はするのですが。「牛久」を入れるか入れないかについては、どうしたものかなとは思うのですが。

五十嵐委員

小中一貫ということを考えると、ここの新しくできる中学校に行く小学校というのは、ひたち野うしく小と、あとは中根小ですか。

学校建設対策監

平成29年度に通学区域審議会というのを開催する予定でございます。ベースとなるのはやはり下根中学校を分離するということですので、中根小学校区とひたち野うしく小学校区を分けるというものをベースに考えるということになりますので、大部分はひたち野うしく小学校の子供たちが通うのがいいのかというふうには考えております。

五十嵐委員

それを考えると、やっぱり「ひたち野うしく」が現に小学校としてあるので

あるから、「ひたち野うしく中学校」とかその辺のところというのも考慮したほうがいいのかと思いますけれども。

後藤委員

完全な個人的見解ということになるのですけれども。

まとめのところで「牛久北中学校」それから3番目の「第六中学校」とあるのですけれども、この2番目3番目に関しては、南中学校は確かにあるのですが、あれは南という地名で南になったのかと。牛久市の南のほうだから南中学校にしたのかどうか。だとすると、北という地名がひたち野うしくにあればいいんですけれども、ない以上北というのもちょっと違うのかと思います。それから3番目は、第四、第五がないっていうのが何ともおかしな気がします。全てを改名しましょうというときには当然第六というのはあり得るとして、第四、第五がない以上、第六というのも何か不自然だと思います。

何はともあれ、圧倒的なこのパーセンテージを占めている名前であるということと、それから私事なんですけれども、仕事でこちら千葉県内あちこちに、あちこちというか、研究会なんかが小中学校を会場校として展開されることが多いのですが、そのときに小学校と中学校が同じ名前であると非常にわかりやすいんです。出張で出かけていくのですけれども、何とか小何とか中ということで、ここが会場ですというのがとてもわかりやすいので、ひたち野うしく小学校がある以上、ひたち野うしく中学校でよいのではないかというのが個人的な見解です。

教育長

私も県外に行くと、下根中だけは牛久市であるかどうかというのが確かに分からないと言われます。他の中学校は、みんな「牛久」という名前がついているのですが、下根中学校だけはどこの市町なのかという話があると、「牛久」という名前も捨てがたいのかと思いますが。南中学校は何でついたかは、総務課長、分かりますか。

教育総務課長

ちょっと分からないです。ただ、地名について、あそこは南ではありません。

教育長

さくら台ですか。

指導課長

南という地番は南中学校開校の後からつけられているので、学校が先だと思います。

教育長

やはり南のほうにあるからですか。

芦田委員

確かに「ひたち野うしく中学校」というのが一番なじみがあって、ひたち野うしく小と隣接していますし、一番しっくりくるのかと思う半面、保護者としては長いんです。書類を書くにしても何にしても、その行の中におさまり切らないことなんかもあって、長いよねっていう声はよく耳にはします。

ただ、やっぱり一目見てここにあるっていうのがわかるというのはすごく大事だと思いますので、どちらかと言われるとすごく難しいです。

教育長

民意は、この「ひたち野うしく中学校」が28%もとっておりますので、市 民の方々はこの名前が良いと言っているのかなというふうにも受け取れますの で、それの方向で少し考えて結論を出しましょうか。

芦田委員

そうですね。

教育長

では、次回の教育委員会で校名を決定するということにいたします。

また、今後校章とか校歌とかという問題も出てくると思いますので、また進めていかなければならないかと思っています。

以上で本日の議事は終了いたしました。

教育長

続いて、各課からの報告をお願いします。

飯野次長

先週金曜日に3月2日から23日間わたり行われた、3月定例会が閉会しました。一般会計等の採決も予算等全会一致で可決されました。全会計で443億円ぐらいの過去最高の予算ということで、次年度からの事業が展開するということになります。

教育長からもありましたけれども、先週中学校の議会への説明と、一昨日の 地域の方への説明ということでハードルを越えて、ただ造成工事等市民の目に 見える形で動いていくのかなというところでありまして、予算にもありますけ れども、教育委員会の事業としても、一中の体育館ですとか、南中の校舎の大 規模改造、あと下根中のトイレですとか、あとスポーツ推進課のほうで武道場 の建設、中央生涯学習センターでは空調の改修とかそういった大きな事業と、また奥野キャンパスの本格的なスクールバス導入しての事業と、ハード・ソフトそれぞれ大きな事業を抱えて、4月からまた新年度予算の事業が動いていくということで、週末いろいろな引っ越し等の部署予定もされているということです。

教育委員会に異動して1年間たったのですけれども、非常にいろいろな分野、動きがある部だなというのが正直な感想です。例えば、建設部でしたらいろいろなインフラに集中したり、保健福祉部でしたら高齢障害とか高齢者とか分野を絞り込めるのですが、今回、教育委員は非常に大きな広い部分にまたがって、いつもざわざわと動いているような感じの部だなというのが正直な印象です。教育委員と学校訪問の際に教育長からも、良いクラスはしっとりとした感じがあるクラスなんだよということを教えていただいたりしたのですけれども、4月からは、自分個人的ですが、杉本次長とほぼ部署交代という形になりますので、ぜひざわざわとした感じからしっとりとした教育委員会のあんな授業をまた一からやっていきたいなと思います。

以上です。

杉本次長

私も1年間、次長ということでやらせていただきましたけれども、至らない 部分もちょっと正直大分ございまして、本当に反省する部分が非常に多々あり ます。委員の皆様に非常にご迷惑をかけた部分がございます。本当に申しわけ ございませんでした。

今後、来年度につきましては、飯野次長と部分的に、私のスポーツと文化の部分が飯野次長のほうへ、私が教育総務と指導課の部分をいただいて、そして放課後対策課につきましてはそのまま私のほうで、そして図書館については飯野次長のほうでというようなことで、業務が分かれるということでございますので、引き続き議題のほう一生懸命考えていきますので、お願いします。

予算なんですけれども、先ほど飯野次長からもございましたけれども、今年度全体で256億円ぐらいの一般会計ということで、そのうちの34億5,000万円が教育費ということでございます。全体の14%ということで、これにつきましては前年度比3%ぐらい増えています。約1億6,000万円、前年度と比べて教育費としては増額になっているということでございます。

それから、社会教育の関係の予算で、先ほどありました武道館につきましては平成28年度から平成30年度までの3カ年継続事業で、5億1,700万円ほどの補正予算をいただきました。スケジュールとしては今年度、今実施設計をやっておりますので、実施設計が終わったらば今年度発注いたしまして、平成30年度には完成を目指すというスケジュールです。あわせて先ほどの生涯学習センターにつきましても、中央生涯学習センターの空調設備、これは7,500万円ほどかけまして改修ということ、これも大きな事業になっています。

あと、ソフトの事業で日本遺産の認定というのがございますが、これにつきましても歴史文化基本構想という日本遺産の認定のための予算が900万円ほどつきましたので、日本遺産認定につきましても来年度努力してまいる所存でございます。

来年度また所管も替わりますが、一生懸命精進してやっていきますので、ど うぞよろしくお願いいたします。今年度はありがとうございました。

文化芸術課 市内遺跡発掘調査報告書(27年度分)について

うしくのひな祭りについて

プロジェクションマッピングについて

ノノキスのコンサートについて

甲州市への視察について

生涯学習推進室 平和の集いについて

親子ふれあい映画鑑賞会について

放課後対策課 奥野地区の学校運営協議会について

中根小児童クラブ工事の竣工について

指導課 小中学校の卒業式について

教育総務課 第一幼稚園の移転場所について

おくのキャンパスの送迎バスについて 中学校建設に関する地域説明会について

スポーツ推進課 国体準備室の課への変更について

教育長

以上で3月定例会を終了します。

次回の定例会は、4月11日、市役所本庁舎第3会議室、1時半になります のでよろしくお願いします。

以上でございます。ご苦労さまでした。

教 育 長

会議録署名人